

新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による 緊急小口貸付等の特例貸付について（Q&A）

問1 この貸付は、どういう人が対象となりますか。

→ 緊急小口資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象となります。

総合支援資金（生活支援費）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象となります。

問2 この貸付は、どうしたら受けられますか。

→ お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会で申込をすることが必要です。郵送による受付も進めていますので、詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

問3 いくらまで貸付を受けられますか。

→ 一時的な資金が必要な方については、「緊急小口資金」により、従来の10万円以内とする取扱いを拡大し、例えば小学校等の休業等の影響を受けた世帯や個人事業主等においては特例として20万円以内の貸付を受けることができます。

また、主に失業された方等で生活の立て直しが必要な方については、「総合支援資金（生活支援費）」により、2人以上の世帯では月20万円以内、単身世帯は月15万円以内の貸付を、原則3か月以内の期間受けることができます（初回貸付）。

3か月目において、引き続き日常生活の維持が困難となっており、自立相談支援機関による支援を受けた方については、1回に限り最長3か月までの延長ができる可能性があります（延長貸付：令和3年3月末までの新規申請分まで）。

さらに、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付分（3か月以内60万円以内）を借入できる場合があります。

詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

問4 この貸付は、返済が必要ですか。

→ 本貸付は公費を財源とするもので、償還(返済)が必要な制度です。ただし、大きな災害の被災、傷病などやむを得ない事情で返済が難しくなった場合は、償還(返済)の猶予や免除を申請することが可能です。今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還(返済)を免除することができるかとされています。要件として下記の内容が示されましたが、詳細な内容については、国において検討中であり、決定され次第、都道府県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

《償還免除について》

※具体的な手続きの方法は、現在、厚生労働省において検討中です。現時点での市区町村社会福祉協議会へのお問い合わせはお控えください

【緊急小口資金】

令和3年度または令和4年度の住民税非課税を確認できた場合に一括免除を行う

【総合支援資金】

- ①初回貸付分は、緊急小口資金と同様、令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税である場合、
 - ②延長貸付分は令和5年度が住民税非課税である場合、
 - ③再貸付分は令和6年度が住民税非課税である場合、
- それぞれ一括して償還免除を行う

※緊急小口資金、総合支援資金とも、住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人および世帯主とする

問5 この貸付は、いつまでに返済しないといけないのですか。

→ 緊急小口資金の据置期間は1年以内、償還期限は2年以内です。
また、総合支援資金の据置期間は1年以内、償還期限は10年以内です。
※据置期間：返済が猶予される期間
※償還期限：返済開始～返済終了までの期間。据置期間が終了した後に償還期間に入る。

なお、緊急事態宣言(令和3年1月7日)の再発令等により引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、据置期間が令和4年3月末まで延長となりました。

問6 この貸付は、どのくらい利子がかかりますか。

→ 今回の特例貸付については、緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費）ともに無利子です。

問7 この貸付は、保証人がいなくても借りられますか。

→ 今回の特例貸付は保証人がいなくても、無利子で借りられます。

問8 この貸付の申込みにあたって必要な書類はどのようなものですか。

→ 申込みの際に、例えば、本人を確認するための書類（運転免許証等）、世帯の状況を確認するための住民票、収入の減少を確認するための給与明細や預金通帳または収入減少を示す申告書等をご用意いただきます。詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にお問合せください。